

	とべちょう 砥部町	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内1392		電話 番号	(089) 962-2323
		地域 指定	過疎 山振 農工 辺地(2) 特農 農振 瀬国観テ 県立公園	FAX	(089) 962-4277 (代表)

<https://www.town.tobe.ehime.jp/>

〈沿革〉

平17. 1. 1 町制施行
(砥部町・広田村 合併)

〈市町のあらまし〉

愛媛県の中央部に位置し、松山市の南に隣接している。南は山が多く、北は道後平野の一角を占め、南北に流れる砥部川沿いに国道が走り集落が開けている。松山市と高知県とを結ぶ国道33号線が縦貫する交通の便と、変化に富んだ緑の自然により、松山市のベッドタウンとして昭和41年以後住宅化が進み人口が急増した。柑橘類を主体とした果樹栽培が盛んであるほか、経済産業省より伝統的工芸品の指定を受けている砥部焼は手作りのよさと独特な材質が好評を博し松山圏の重要な観光資源である。

〈由来〉

古来、文献にも見られるような、良質の砥石「伊予砥」を産する町内の一地区を「砥山」と称したが、いつの頃からか、周辺の地域一帯を含めて「砥部」と呼ぶようになった。

〈庁舎の建設年度〉

建築年度	増 改 築	主な増改築箇所
昭62年度		

〈行政組織〉

(令和 7. 2. 6現在)

議 会 (令和 7. 2. 6現在)

職員数 (令和 6. 4. 1現在)

区 分	名 前	任 期	議長	東 勝一	副議長	小西 昌博	普通会計	184人
町 長	みづうらに なつひろ 古谷 繁洋	令和11. 2. 5	議員	(条例定数)	15人		企業会計	11人
副町長	かどた けいぞう 門田 敬三	令和10. 6.30	(現 員)	15人			その他会計	5人
			任期	令和11. 2. 5			計	200人

〈人口・世帯数〉

()は増減率

区 分	平7国調	平12国調	平17国調	平22国調	平27国調	令2国調	令6.1.1住基
人 口	(4.3%) 21,705	(1.7%) 22,075	(1.6%) 22,424	(△2.0%) 21,981	(△3.4%) 21,239	(△3.6%) 20,480	20,375
男	10,168	10,338	10,609	10,347	9,995	9,519	9,655
女	11,537	11,737	11,815	11,634	11,244	10,961	10,720
世帯数	7,127	7,731	8,201	8,272	8,356	8,477	9,560

年齢構成（令2国調）

区 分	14歳以下	15歳以上64歳以下	65歳以上
人 口	2,425 人	10,864 人	6,987 人
構成比	11.8 %	53.0 %	34.1 %

選挙人名簿
登録者数（令和6.9.1現在）

男	8,134 人
女	9,197 人
計	17,331 人

〈土地利用〉

（令和2.2.1現在）（ha. %）

総 面 積 令6.7.1 (km ²)	林 野 面 積	林 野 率	経営耕地面積			宅 地 化 率 令5.1.1	
			田	畑	樹園地		
101.59	7,152	70.4	273	30	25	218	3.7

〈産 業〉産業構造

（百万円・人）

区 分	総生産額(令3年度)		就業人口(令2国調)	
第1次	1,525	2.8 %	877	9.1 %
第2次	12,390	22.8 %	2,126	22.2 %
第3次	40,530	74.4 %	6,597	68.7 %
計	54,445	100.0 %	9,600	100.0 %

（注）「総生産額」の計欄は帰属利子の控除等を行っており、「就業人口」の計欄は分類不能の人数を含む。

主要製造業（令3年）

（百万円）

所得（令3年度）

品 名	製造品出荷額等
食料	6,547
窯業・土石	1,310

1人当たり 市町民所得	2,505 千円
----------------	----------

令和5年度の主な建設事業

（百万円）

今後の主な建設事業

（百万円）

事 業 名	事 業 費
公共下水道事業(管渠工事等)(繰越含む)	332
水道事業(配水管布設替等工事)	119
町道等道路改良・維持補修事業	185
橋梁維持補修事業	55
文化会館空調設備更新工事(繰越事業)	167
広田地域簡易給水施設等改良工事	75
保健センター改修事業	29
保育所誘致用地造成工事(繰越事業)	20
岩谷口プール解体工事(繰越事業)	16
陶街道ゆとり公園テニスコート人工芝張替工事	9

事 業 名	事 業 費
公共下水道事業(管渠工事等)	346
水道事業(配水管布設替等工事)	130
町道等道路改良・維持補修事業	186
橋梁維持補修事業(繰越事業)	36
水道事業(配水池築造造成工事)(繰越含む)	368
災害復旧事業(繰越事業)	218
祇部分校教育寮新築工事	814
消防第4分団・女性分団詰所新築工事	130
宮内小学校トイレ改修工事	120
広田小学校トイレ改修工事	40
町営住宅解体工事	38

〈観光・レクリエーション〉

名勝旧跡 観光施設	名勝旧跡…砥部衝土断層 大下田古墳群 水満田古墳群 千里城址 砥石山 銚子滝 仙波溪谷 権現山 白糸の滝 長曾池 立花城跡 玉谷三所権現 千人塚 観光施設…とべ動物園 えひめこどもの城 陶街道ゆとり公園 とべ温泉「湯砥里館」 陶芸創作館 砥部焼伝統産業会館 陶板の道 陶祖ヶ丘 神の森公園 道の駅ひろた「峡の館」 農村工芸体験館 権現山休憩所 長曾池キャンプ場 銚子ダム公園 伝統芸能…獅子舞 舎儀利 立花太鼓 満穂万歳 観光ルート…陶街道五十三次
祭り 催し物	祭り…地方祭(10月6～7日・23日) 催し物…砥部焼まつり(4月第3土曜・日曜日) ほたるまつり(5月下旬～6月中旬) 秋の砥部焼まつり(11月第1土曜・日曜日) じねんじょまつり(12月上旬) 七折梅まつり(2月20日頃～3月10日頃) とべ日曜日(毎週日曜日) 川登市場(毎月第2日曜日) とべ楽市(5月、12月の第2日曜日)
公営 宿泊施設	

〈名物・特産品〉

砥部焼 みかん 七折小梅 自然薯 日本酒 酒粕 乾しいたけ こんにゃく しょうゆ

〈主な公共施設〉

砥部焼伝統産業会館 陶芸創作館 総合福祉センターはらまち 保健センター 美化センター 老人福祉センター 老人憩いの家 老人生きがいの家 坂村真民記念館 中央公民館 千里地区公民館 文化会館 図書館 陶街道ゆとり公園 ひろた交流センター 農業研修センター 陶芸作業場 ふるさと生活館 山村留学センター 神の森公園 高齢者生活福祉センター 道の駅ひろた「峡の館」 農村工芸体験館 学校給食センター
--

〈主要課題〉

1. 人と地域のつながりを活かした協働によるまちづくり（協働） 社会情勢の変化により住民のニーズが多様化する中で、まちづくりにおける「協働」というキーワードは、なくてはならないものとなっている。地域のつながりがある本町の強みを活かし、協働によるまちづくりを目指す。 2. 誰もが住みやすく、住みたいと思えるまちづくり（移住・定住） 人口減少対策として地方創生が本格化する中で、本町においても、「選ばれるまち」となるためには、誰もが住みやすく、住みたいと思えるまちになることが重要である。そこで、町外からは「住みたい」と思えるまち、町内では「住み続けたい」と思えるまちを目指す。 3. 将来にわたって持続可能なまちづくり（行財政運営） 本町は、実質公債費比率や経常収支比率などの基準から判断すると、県内でも比較的良好な財政運営状況となっている。しかし、人口減少に伴う歳入減や公共施設などの維持管理費増を考慮すれば、決して楽観視はできない状況である。そのような中、本町が有する資源を活かしたふるさと納税の推進や補助金などを活用した歳入確保はもちろんのこと、事業の選択と集中、業務の効率化などによる歳出の抑制を図ることで、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指す。
--

〈地域づくりの事業等〉

平成17年の町村合併を契機に、旧町村を結ぶ国道33号・国道379号を『砥部陶街道』と命名し、まちづくりの象徴として各種事業に取り組んでおり、平成20年11月には、日本風景街道に認定されている。 平成26年8月には、砥部町を走る国道33号線の中央分離帯に砥部焼モニュメント10基を設置し、国の伝統的工芸品である「砥部焼」のPRを行い、砥部焼の振興を図っている。（現在33基設置） また、平成28年8月には東京アンテナショップを開催し、首都圏における「砥部焼」をはじめとした町産品の認知度向上及び販路拡大を図るほか、平成28年12月には砥部を全国にPRするためのブランドマークを制作し、他の自治体との差別化を図るデザインツールとして、様々なものに活用を広げている。 喫緊の課題である人口減少対策として、通学困難な地域から公共交通機関まで送迎する高校生通学タクシー事業や移住者の受け皿となる「空き家バンク」の充実に積極的に取り組み、移住・定住促進を図っている。

〈市町が出資している地方公社の設立状況〉

(令和 6. 4. 1現在)

形態	地方公社の名称	設立登記年月日	資本金(千円) 出資割合(%)	主 な 事 業 内 容
(株)	グリーンキーパー	平 4. 9. 8	90,900 (99)	・森林の保育と素材生産搬出 ・林道・作業道の開設請負と維持管理

〈総合計画〉

基 本 構 想			基 本 計 画
計 画 の 名 称		議決年月日	期 間
第2次砥部町総合計画		平30.3.14	平30～令9年度 令5～令9年度

〈行政機構〉※第1部末尾参照

(令和 6. 4. 1現在)

